

浜松市公告第530号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年 6月21日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ浜松助信店 浜松市中区助信町字南区266番地1外17筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番1

代表取締役 寺嶋晋

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の変更

（変更前）

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美

（変更後）

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋

4 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の変更

平成22年5月21日

5 届出年月日

平成22年6月11日